

就学援助費・特別支援教育就学奨励費について



就学援助費とは

小中学校へ就学する児童生徒のいる世帯のうち要件を満たす方を対象に、学用品費、修学旅行費、給食費等などの一部を補助する制度です。

対象となる人は

市県民税が非課税の世帯、国民健康保険料の減免、児童扶養手当の支給を受けている方などです。詳しくは「就学援助制度について（お知らせ）」をご覧ください。

支給されるのは

給食費・・・・・・・・・・約7割
学用品費・・・・・・・・・・一部
新入学児童生徒学用品費・・・・一部
校外活動費・・・・交通費・見学科
修学旅行費・・・・・・・・約9割
通学費・・・・公共交通機関を利用する場合
小学校片道4km以上
中学校片道6km以上
医療費・・・・対象となる疾病治療の自己負担額

申請時期

新小1・新中1で
新入学児童生徒学用品費の
入学前支給を希望される方・・・・前年度1月中
それ以外の方・・・・毎年2月頃

申請結果の通知時期

新小1・新中1で
新入学児童生徒学用品費の
入学前支給を希望される方・・・・前年度3月下旬
それ以外の方・・・・翌年度5月頃

注意



就学援助は在学中のきょうだいが認定されている場合でも毎年申請が必要です。また、年度の途中でも家庭状況の変動により援助が必要な場合は随時申し込むことができます。

特別支援教育就学奨励費とは

特別支援学級に在籍する児童生徒を対象に、その保護者の経済的な負担を軽減して特別支援教育の普及奨励を図ることを目的に、学用品費や給食費等の一部を支給する制度です。

対象となる人は

特別支援学級在籍児童生徒の保護者に支給されます。生活保護・就学援助家庭・申込辞退者には支給されません。また、一定額以上の収入がある家庭には支給されない場合があります。

支給されるのは

給食費・・・・・・・・・・約3割
学用品費・・・・・・・・・・一部
新入学児童生徒学用品費・・・・一部
校外活動費・・・・交通費・見学科・宿泊料
修学旅行費・・・・・・・・旅行費用の一部
通学費・・・・公共交通機関を利用する場合
小中学校とも通学距離の制限無し



申請時期

毎年6～7月頃にその年度の申請を受付けます。
該当者には、事前にご案内します。

申請結果の通知時期

鳥取市教育委員会で審査認定を行い、10月頃お知らせします。

注意

学用品費と新入学児童学用品費(新1年のみ)は購入時のレシートや領収書が必要です。申請時期まで大切に保管をお願いします。